

諸外国の医療保険制度等に係る調査・研究事業

(令和7年度実施)

1 事業の目的

- 在留期間3月超の外国人は国民健康保険に加入し、日本の医療サービスを受けることができる。その中には、日本の医療保険による治療目的で来日し、高額な治療を受けているような事例もあるのではないかと指摘がある。
- こうした状況を踏まえ、外国人に係る医療保険制度の見直し等の検討に資するよう、諸外国の医療保険制度等における外国人の取扱いや課題に関して調査・研究を行った。

2 事業内容等

○内容

- ・ 諸外国の医療保険制度における外国人の加入要件やそれに付随する論点（医療給付目的の悪用対策、保険料の滞納対策等）について、文献調査及び各国の現地行政機関・有識者等へのヒアリング調査（韓国3件、ドイツ1件）を実施。
- ・ 下記構成員と近年の見直しに係る議論や内容も含めたヒアリング結果等を踏まえ議論（計2回：第1回（3/5）・第2回（3/26））を行い、日本の制度に対する示唆を得た。

○構成員（◎：座長）

井出 修	新宿区役所健康部 医療保険年金課長
岡村 世里奈	国際医療福祉大学大学院 医療通訳・国際医療マネジメント分野 准教授
片桐 由喜 (韓国調査アドバイザー)	小樽商科大学 商学部 企業法学科 教授
是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部 部長/国際移民研究ユニット長
◎島崎 謙治	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授
田中 伸至 (ドイツ調査アドバイザー)	新潟大学人文社会科学系 法学系列 教授

○構成員との主な議論項目

- ✓ 新規入国者への医療保険の在り方（入国時点での就労許可やビザ取得、住民登録等と保険加入を連動させる方策がありうるか 等）
- ✓ 保険料の算定方法（外国人の所得の把握が困難な場合に、保険料の算定はどのように行われるべきか 等）
- ✓ 適正利用と言えない医療給付（高額給付等）の可能性（国保における不適切な利用とは何か、対応方策として着目すべき点は何か 等）
- ✓ 保険料滞納・未納時の対応（保険料滞納に対し、現行の対応以外に取りうる方策があるか 等）

3 調査結果概要

○ 文献・ヒアリング調査から得られた情報に基づく、主な調査結果は以下の通り。

主な論点	韓国	ドイツ
医療保険制度概況	保険者は全国で1つ（国民健康保険公団、自営業者が主な地域加入者と就労者が主な職場加入者に分かれる）	9割が公的医療保険（保険者は94の中から選択可）に加入 保険での給付対象は、外来・入院・医薬品と幅広い
加入	原則として6か月未満の滞在者は地域加入の対象外であり、加入までの間は民間保険に加入 保険者である国民健康保険公団のネットワークは法務部の外国人登録情報と連携しており、出入国記録と連動し、6か月居住要件を満たす外国人は国民健康保険に自動加入（一部の者は入国直後から即時加入） 職場加入者の場合、「外国人登録」完了後に事業主が届出。必要に応じて雇用契約の実態と居住地の整合性等を確認、不正が疑われる場合は実地検査	入国前のビザ取得時にIncoming健康保険等、有効な医療保険への加入が必要。長期滞在者は入国後に公的／民間医療保険へ加入 高所得者等の一部の者を除き、90日以上滞在者は原則として公的医療保険のいずれかの疾病金庫（保険者）へ加入
保険料	外国人で収入なしまたは所得把握が困難な場合、原則「前年度の加入者平均保険料」以上を支払う義務あり	ドイツ人と外国人での保険料率の差はなし
給付	レセプト情報より外国人の保険資格と入国直後の高額な給付をチェック 被扶養者の高額治療目的の入国が政策課題として問題視され、被扶養者の要件厳格化（2024年改正）が行われた 2018年改正後、外国人の保険料の高額化や人材誘致の観点からの懸念に対し、減額措置や加入除外制度などを段階的に整備	国籍等の対象者属性を問わず治療の必要性で判断。高額医療目的の入国と判断される場合、疾病金庫が支払いを拒否することは権限上可能だが、連邦保健省として課題認識はなし
収納	保険料滞納に対する保険給付の制限について、韓国人と外国人で差あり 保険料の滞納情報は法務部に連携され、滞在資格の延長審査等に影響し得る	公的医療保険は、毎月の所得に対して保険料率を乗じる仕組みであり、保険料の前納はない 連邦保健省として、外国人の未納が特段問題という認識はなし